

法律の
現場から

109

憲法24条と 同性婚に関する 世界の動き

弁護士法人 名古屋北法律事務所

弁護士 加藤 悠史

少し前の話題ですが、渋谷区で、同性のカップルに「結婚に相当する関係」と認める証明書を発行する条例が可決されました。これに対して、憲法24条の「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」という文言に反する、という意見があるようです。しかし、憲法24

条の趣旨は、家制度に基づく婚姻関係から脱却するということに主眼があり、同性婚を認めないというのは、あまりにも前近代的な解釈に思えま

す。最近、アイルランドで「同性婚を認める憲法改正」に62%の国民が賛成票を投じたように、世界では、多くの国で同性婚が法律的にも認められています。多様な価値観を認められる当たり前の国に、日本も近づいていく必要があると感じています。

基づく婚姻関係から脱却するということに主眼があり、同性婚を認めないというのは、あまりにも前近代的な解釈に思えま

